

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和6年6月7日受付分)

特定非営利活動法人  
日本救命防災普及協会

縦覧期間

令和6年6月7日(金)から  
令和6年6月21日(金)まで

# 特定非営利活動法人日本救命防災普及協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本救命防災普及協会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、広く一般市民（特に子ども及びその保護者）に対して、心肺蘇生法やAEDを用いた一次救命処置についての知識の普及・啓発に関する事業、防災啓発活動の実施による家庭における防災力の向上に関する事業を行い、救命・防災についての知識向上を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 親子向け救命講習事業
- (2) 心肺蘇生法・AEDの使用方法を含めた救命講習事業
- (3) 防災講座の開催における普及啓発事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 正会員      | この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人又は団体     |
| (2) 賛同会員     | この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は法人又は団体 |
| (3) ボランティア会員 | この法人の目的に賛同し、ボランティアとして活動する個人    |

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
  - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

- 第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (職員)

- 第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 4 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、この法人の代表理事とする。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

#### (定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

#### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

#### (資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

### 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）



- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行うときには、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

#### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

#### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告

#### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### (施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	田 中 隆 雅
理 事	矢 路 こ こ ろ
同	寺 西 優
監 事	高 塚 優 人
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2025年6月30日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から 2025 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- |         |                |                                |
|---------|----------------|--------------------------------|
| (1) 入会金 | 全ての会員において徴収しない |                                |
| (2) 年会費 | 正会員（個人）        | 5000 円（ただし、22 才以下は 3000 円とする。） |
|         | 正会員（法人・団体）     | 50000 円                        |
|         | 賛同会員（個人）       | 1 口 2000 円（1 口以上）              |
|         | 賛同会員（法人・団体）    | 1 口 10000 円（1 口以上）             |
|         | ボランティア会員（個人）   | 0 円                            |

役員名簿

特定非営利活動法人日本救命防災普及協会

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	たなか りゅうが	[REDACTED]	無
	田中 隆雅	[REDACTED]	
理事	やじ こころ	[REDACTED]	無
	矢路 こころ	[REDACTED]	
理事	てらにし ゆう	[REDACTED]	無
	寺西 優	[REDACTED]	
監事	たかつか ゆうと	[REDACTED]	無
	高塚 優人	[REDACTED]	

## 設立趣旨書

### 1 趣旨

日本では119番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでに平均8分くらいかかります。このわずかな時間に、傷病者の近くにいる市民（バイスタンダー）が早い通報とともに応急手当を実施し、救急隊へ引継ぎ、医療機関へ収容、という救命の連鎖が命を救うために重要です。特に心肺・呼吸停止者に対してバイスタンダーが心肺蘇生とAED（自動体外式除細動器）を使えば高い救命効果が期待できます。

しかしながら、多くの人が応急手当に関する正しい知識を持っていません。

また、近年首都直下地震や南海トラフ地震が発生するのではと市民の中で「防災」という概念が関心の高いトピックになっています。

そのような中で、応急手当普及員、防災士の資格を持った設立発起人による「救命講習会の開催」・「防災講座の開催」等での救命防災知識普及活動を大阪つくば開成高等学校において、大阪市北消防署による機材貸出等の協力のもと複数回行ってきました。

これらの活動は大阪つくば開成高等学校に大きく貢献し、講習会への参加者数も開催ごとに増えてきました。

そこで今後は、これまでの活動を継続していきながら、大阪つくば開成高等学校を中心とした活動にとどめることなく、周辺地域全体での取り組みを視野に入れ、他地域への広がりを考えていきたいと思っています。

今回、法人として申請するのに至ったのは、ボランティアグループとして実践してきた活動の受益対象範囲を周辺地域に拡大し、地域全体へ活動を広げていくために他地域の行政や関連団体、さらに周辺住民で構成された自治会との連携を深めていく必要があること等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。

また、当グループの活動が営利目的ではなく、多くの市民に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

法人化するにあたって、組織を発展、確立することができ、将来的には心肺蘇生技能を持っている一般市民が大半である社会、災害対応力の高い一般市民が大半である社会を目指し、その目標達成に関わるさまざまな事業を地域全体にわたって展開することができるようになり、地域社会に広く貢献できると考えます。

### 2 申請に至るまでの経過

- 2023年5月 任意グループ「救命防災知識向上会」発足
- 2023年6月 日常で起こりうるけがに対する応急手当を学ぶ「安心健康教室」参加
- 2023年7月 救命の知識を高める「救命入門コース講習会」開催
- 2023年8月 日頃の災害に対する心構えを高める「防災講座」開催
- 2023年11月 乾燥する時期に発生しやすい火事を伝えるチラシを配布
- 2024年1月 より一層詳しい一次救命知識を学ぶ「普通救命講習」開催
- 2024年2月 グループ内で法人化の意思確認
- 2024年4月 設立総会開催

2024年4月21日

特定非営利活動法人日本救命防災普及協会  
設立代表者

氏名 田中隆雅

# 2024年度事業計画書

特定非営利活動法人日本救命防災普及協会

## 1. 基本方針

法人設立を機に、これまで学校内でおこなってきたボランティア活動や講習会の受講等を通じて培ってきた様々な知識を活用して、各種事業の実施エリアや受益対象者を少しずつ広げて行きたいと考えています。

特に、本年度においては、各種事業の中から、エリア拡大に効果的と思われる「親子向け救命講習事業」を重点事業とします。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 親子向け 救命講習事業	親子向け救命講習の開催	4回	大阪市北区 民センター	地域住民 40人/回	80
(2) 心肺蘇生法・ AEDの使用法 を含めた救命 講習事業	夜間における普通救命 講習の開催	12・3月	大阪市北区 民センター	地域住民 40人/回	80
(3) 防災講座の 開催における 普及啓発事業	体験型防災講座の開講	2回	大阪市北区 民センター	地域住民 100人/回	100

## 3. 事業実施体制

### (1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年2回

### (2) 事務局体制

事務局長：田中咲子

# 2025 年度事業計画書

特定非営利活動法人日本救命防災普及協会

## 1. 基本方針

この法人についての活動内容について積極的な広報活動を行い、会員の拡大を目指す。

また、親子向け救命講習事業について地域のマンション集会所等を活用して前年度に比べてより多くの一般市民に対して救命知識の向上を図る。

特に、本年度においては地域のマンションにて実施する親子向け救命講習の実施に重点を置く。

## 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) 親子向け 救命講習事業	親子向け救命講習の開催	8・12月	大阪市北区民センター	地域住民 40人/回	40
		1回	中央会館	地域住民 60人/回	30
		1ヶ月に1回	地域の マンション	実施場所の マンション住民 30人/回	108
(2) 心肺蘇生法・ AEDの使用法 を含めた救命 講習事業	夜間における普通救命 講習の開催	3ヶ月に 1回	大阪市北区民センター	地域住民 40人/回	160
(3) 防災講座の 開催における 普及啓発事業	体験型防災講座の開講	2回	大阪市北区民センター	地域住民 100人/回	100

## 3. 事業実施体制

### (1) 会議に関する事項

①通常総会 6月

②理事会 年2回

### (2) 事務局体制

事務局長：田中咲子

2024年度活動予算書

成立の日から2025年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	36,000	
賛同会員受取会費	6,000	42,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	50,000	50,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
親子向け救命講習事業収益	80,000	
心肺蘇生法・AEDの使用方法を含めた救命講習事業収益	80,000	
防災講座の開催における普及啓発事業収益	100,000	260,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		352,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
ボランティア謝金	83,000	
消耗品費	0	
印刷費	48,360	
通信費	0	
保険料	3,500	
会場費	89,280	
会議費	0	
.....		
その他経費計	224,140	
事業費計		224,140
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	

旅費交通費	0		
設立準備費	40,000		
保険料	0		
会議費	2,600		
租税公課	0		
.....			
その他経費計	42,600		
管理費計		42,600	
経常費用計			266,740
当期正味財産増減額			85,260
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			85,260



2025年度活動予算書  
2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	42,000	
賛同会員受取会費	20,000	62,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	100,000	100,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
親子向け救命講習事業収益	178,000	
心肺蘇生法・AEDの使用方法を含めた救命講習 事業収益	160,000	
防災講座の開催における普及啓発事業収益	100,000	438,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		600,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
ボランティア謝金	220,000	
消耗品費	0	
印刷費	47,570	
通信費	0	
保険料	4,200	
会場費	139,320	
会議費	0	
その他経費計	411,090	
事業費計		411,090
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	

会議費	22,600		
租税公課	0		
その他経費計	22,600		
管理費計		22,600	
経常費用計			433,690
当期正味財産増減額			166,310
前期繰越正味財産額			85,260
次期繰越正味財産額			251,570